

白井市の保育施策

白井市公立保育所の役割及び体制検討委員会 第5回会議資料

一時保育

- 内容

保護者の都合により一時的に保育が必要になった児童を保育する。

- 実施場所

・清水口保育園 ・南山保育園 ・送迎ステーション

- 対象児童

市内に住所がある満6か月から就学前の児童

ただし、保育所、認定こども園等に入所している児童は利用不可。

- 保護者の費用負担

・0歳児 500円（1時間） ・1～2歳児 400円（1時間）

・3歳児～ 300円（1時間） ※給食費、おやつ代は実費負担

子育て支援センター・つどいのひろば

●内容

育児相談を専門とするスタッフによる育児アドバイスや、親子で参加できる催しの開催などを行う。

●実施場所

- ・子育て支援センター 清水口保育園、南山保育園
- ・つどいのひろば はなぶさ保育園、白井ふじこども園
こざくら保育園、ひまわり保育園

●対象児童

市内に住所がある0歳から就学前の児童及びその保護者

●保護者の費用負担

無料（ただし、制作物の材料費などは実費負担）

幼稚園預かり保育

- 内容

幼稚園において、通常の利用時間の前後に利用児童の預かり保育を行う。

(市の補助事業)

- 実施場所

市内幼稚園全園（6園）

- 対象児童

当該幼稚園を利用に在籍する児童

- 保護者の費用負担

各園が設定。

保育要件を満たしている場合、上限額の範囲で無償化の対象となる。

ファミリー・サポート・センター

- 内容

保護者の急な用事や病気などの際に、保育園の送迎や預かりなどを行う。

子育てをお手伝いしたい人と、手助けしてほしい人を繋げる制度。

- 対象児童

市内に住所がある満6か月から小学6年生までの児童

- 保護者の費用負担

- ・月～金の7時から21時 700円/60分

- ・上記以外 900円/60分

幼稚園等送迎ステーション

- 内容

幼稚園等の開園前、閉園後の時間や休園日に、送迎ステーションで保育を行う。保護者は送迎ステーションに児童を送迎し、送迎ステーションから幼稚園等への送迎は幼稚園等が行う。

- 実施場所

白井市送迎ステーション

- 対象児童

市内に住所があり、保育要件を満たしている市内幼稚園の利用児童

- 保護者の費用負担

無料。ただし、18時から19時までは延長保育料がかかる。(50円/30分)

病児・病後児保育

- 内容

保護者の就労等により保育が必要であり、かつ病気や病気の回復期のため通園・通学ができない児童を一時的に保育する。

- 実施場所

白井聖仁会病院（病児保育） 鎌ヶ谷総合病院（病後児保育）

- 対象児童

市内に住所がある満6か月から小学6年生までの児童
（就学前児童については、保育要件を満たしている場合のみ）

- 保護者の費用負担

300円/1時間（給食費は実費負担）